広報伊方町

発行人 愛媛県西宇和郡 伊方町
編集 伊方町総務課
印刷所 南予民報社印刷部 電話伊内局276番

7月の税金
固定資産税
保険税
納税は
7月末日までに

特集

國民年金

10月から始まる資格届けの受け付け
――掛金は来年4月から――

七〇才に達しているおとしよりとか、特に重い身体障害者とかあるいは中学卒業前の子をかかえた母子家庭の人たちには、掛金なしでもらえる福祉年金（無拠出制）が現在すでに支払われておりますが、いよいよ来年四月一日からは、一定の掛金を払い、一定の条件に該当した人がもらう、国民年金（拠出制）が始まります。ところでこの国民年金は、掛金を払うのは来年四月からですが、ことし七月に被保険者となるべき人を調べる世帯調査が始まりますし、十月から被保険者資格取得届の受け付け、年金手帖の交付などの事務が始まります。そこで、今月は国民年金を特集しました。

郵便局の窓口で・福祉年金―掛金のいらない国民年金―を受けとるおとしより　伊方郵便局にて

……全国民に恩給を……

……この制度のねらい……

現在厚生年金や恩給などいくつかの年金制度がありますがこれは、会社、工場、官公庁などに動めている人たちのためにある制度であつて、国民の大半をしめる農村、漁村の人たちや、自分で商売をやつている人、またその他の動めていない人たちは、今まで年金制度からは、取り残されたままになつていたのです。

そこでこのような人たちにも、年をとつて働けなくなつた場合とか不幸にして身体障害者になつたり夫をなくした家庭や両親をなくしたこどもにも、動めている人たちに年金制度の恩恵があるのと同じように、年金を受けることができるようにしようとするのが、国民年金の制度です。

この制度ができたことによつて、国民のだれれの区別なく、国民がもれなく年金制度の恩恵をうけることになつたわけです。

……20才～59才全員……

……年金にはいる人……

国内に住んでいる日本国民で、満20才から満59才までの人は、必らず、この国民年金に加入しなければなりません。したがつてこの年令にある人は、男女を問わず被保険者となり、保険料を納める能力のない人でもその期間は保険料が免除されるだけであつて、被保険者としての資格を届け出なければなりません。

他の年金を受ける人は はいらない

しかし、厚生年金保険、船員保険恩給、共済組合、その他の年金などーこれを総括して被用者年金といいますーの被保険者と、これらの年金を受けている人、又は受ける資格はあるが定められた年令になるのを待つている人は、被保険者とならません。

また、被用者年金の遺族年金を受等接護法の年金、あるいは未帰還者留守家族援護法の手当など、―これを総括して公的年金といいますーを受けるも被保険者から除かれます。それからこれらの人の配偶者、それに学生や生徒も除外されます。また来年四月一日に五〇才をこえる人は、保険料を納めることになつています。

掛金の月額

34才以下100円、35才以上150円

……国もこの半分負担する……

保険料の額は

二〇才から三四才　月一〇〇円

三五才から五九才　月一五〇円

となつています。

学生など任意加入

しかしこの配偶者や学生または年金制度の中でも遺族給付を受けている人は、本人の希望により知事の承認を受けて任意に加入することができます。

また五〇から五四までの人でも本人の希望により知事に申し出て十年間に達するまでは六〇をこえても加入できることになつています。

これを納めるのは、年四回（一月四月、七月、十月）でそれぞれ前月までの三ケ月分の保険料額の国民年金印紙を年金手帖にはりつけ町役場で検認してもらうという方法で行ないます。

こうして、みんなが納めた年金はあとで年金を支払う費用にするため、国が積み立てておきます。

国は、保険料を積み立てるときその半額にあたる額を、さらに加えて積みたてます。

すなわち、みなさんが一〇〇円の保険料をおさめれば、国は五〇円を負担し、一五〇円をおさめれば七五円を負担して、これを合わせて積み立てておく、というわけです。被保険者のうちで、仕事のない人や農家の手伝いをしている人家庭の主婦など収入がほとんど無い人たちの保険料は、その世帯の世帯主および配偶者が責任をもつておさめなければならないことになつております。

六万三千円が二万三千円に

――有利な前納制度――

この制度は、全国民を対象としていますから、毎日商売をして収入のある人もあれば、年に一回の供米代金が唯一の収入となる農家などもあります。そこで年に一度しか収入のないものや、将来の分をまとめておさめたい人々のために前納制度があります

前納制度には印紙と、現金と二つの方法があり、印紙による場合は国民年金手帖に印紙をはりつけて将来分（最高五年）の検印を受けるという方法で、普通の保険料のとかわりません、つまり三年四カ月とか六年十一カ月というのはダメで三年七年ときりのよいものにしなければならないのです

しかし、六〇才までの全期間を、前納する時には、こんな制限は無く、十年をこえても端数月があつては、保険料の割り引きはありません

現金による前納の場合は、前納申込書により現金を納めるという方法で、保険料の一定額が割り引きされます　前納期間は、十年以内と限られ、年を単位としてしか認められません、つまり三年四カ月前納すると三年分の保険料が七、九一〇円でたりるということになります。

もちろん、保険料を前納した人が前納期間中に被保険者でなくなつた場合には　それ以後の保険料は本人か相続人にかえしてくれますてもよいことになつています。

現金前納の割引額は、どのくらいかといいますと、例えば二十才の人が全期間四〇年分をまとめて前納するとすれば、毎月納めて六三、〇〇〇円のものが、二三、五四〇円ですみ三才の人が五年分を前納すると三万、九、〇〇〇円の保険料が　七、九一〇円でたりるということになります。

もちろん、保険料を前納した人が前納期間中に被保険者でなくなつた場合には　それ以後の保険料は本人か相続人にかえしてくれます

年金の種類とその額

国民年金は.老令.障害.母子.遺児.寡婦と五つの年金からなりたつていますがこれらの年金はどんなときにどのくらいの年金をもらえるのでしようか。

老令（年をとつてからもらう年金）

60才までに保険料を25年以上納めた人が65才になつたとき保険料を納めた期間によつて次のように年金がもらえます。

保険料納付期間	年金額
25年以上	24.000円
26年以上	25.200
1年増すごとに	1.200円増
40年〃	42.000

保険料を納めた期間が24年以下であつても　保険料を免除された期間とあわせて25年以上になり　保険料を納めた期間が10年以上であれば　次のように年金がもらえます。

保険料納付期間	年金額
10年以上	12.000円
11年〃	12.600
1年増すごとに	600円増
20年以上	18.000
1年増すごとに	1.200円増
24年以上	22.800

ところが現在すでに年をとつている人は　保険料を25年間も納めることはできません。そこで来年4月1日で31才をこえる人は　25年の年限が次のように短縮されます。

45才以上	10年
44才〃	11年
31才〃	24年

またこの内来年4月1日に35才以上の人で保険料を納めた期間が10年から12年の人は14年と同額の14.400円になります。しかしこれは70才からで65才から70才までは次のようになります保険料納付期間　年金額

10年以上	9.600円
11年〃	10.800
12年〃	12.000
13年〃	13.200

母子（夫死亡後、妻子の生活を保障する年金）

18才未満の子または20才未満で身体に障害のある子をかかえている妻が、夫に死にわかれたとき、その妻の保険料を納めた期間が、障害年金の(1)、(2)、(3)のどれかにあてはまれば、その期間に応じて次のように年金がもらえます。

この場合「初診日」は「夫の死亡日」になります。

保険料納付期間	年金額
三〇年未満	一九、二〇〇円
三〇年以上	一九、八〇〇円
（一年増すごとに六〇〇円増）	
四〇年以上	二五、八〇〇円

また夫の死亡当時、胎内にあつた子は、生まれたときから子として取り扱われます。

二人以上の子があるときは二人目の子から一人について、四、八〇〇円加算されます。しかし扶養する子がなくなつたときは、母子年金は、もらえなくなります。また夫の死亡により公的年金がもらえるときは、その間母子年金の三分の一が支給を停止されます。

遺児（父母に死にわかれた子どもがもらう年金）

十八才未満の子（身体障害のある子については二十才）が、今まで扶養されていた父又は母に死別して孤児となつたとき、死亡した父または母の保険料を納めた期間が障害年金の(1)、(2)、(3)、(4)のどれかにあてはまれば、その期間に応じて次のように年金がもらえます。この場合「初診日」は「父または母の死亡日」になります。

保険料納付期間	年金額
三〇年未満	七、二〇〇円
三〇年以上	七、五〇〇円
（一年増すごとに三〇〇円増）	
四〇年以上	一〇、五〇〇円

なお遺児が二人以上あるときは、の間、夫が受けることのできた老令年金額の二分の一の額をもらえます。しかし死亡した夫が障害年金を受けていた場合には、寡婦年金はもらえません。

障害（身体障害者の生活を守る年金）

片手の指を全部なくしたとか　片足がほとんど動かないとか　両眼の視力の和が0.08以下になつた場合などのとき　次のどれかにあてはまる期間　保険料を納めておれば年金をもらえます

(1)　その傷病で．初めて診療を受けた日（初診日）の前月までに15年以上。

(2)　初診日の前月までに5年以上。かつその年数が保険料を納めなければならない期間の3分の2以上。

(3)　初診日直前の基準月（1.4.7.10月）の前月まで引き続いて3年以上。

(4)　老令年金を受ける資格ができているとき金年額は納付期間が25年以下で24・000円 26年以上で25.200円以下1年増すごとに1.200円増で42.000円までとなります。なお特に重い障害（一級）は 6.000円加算されます。

寡婦（夫に死別した妻が60才からもらう年金）

夫が老令年金を受けるに必要な保険料を納めたにもかかわらず、死亡したとき、十年以上夫婦であつた妻は、六十才から六十五才まで

自衛官募集

受付　7月11日

試験予備　7月6日午前9時　伊方町役場にて

昭和30年11月4日 第三種郵便物認可

裁判の費用を借りる

……法律扶助制度とは……

◎ 貸した金を返えしてくれないので裁判所へ訴えようと思っても—

◎ 交通事故でケガをして、損害賠償の治療費請求の訴えを起そうと思っても—

◎ 山林や田畑の境界を相手がおかしいので、正しい境界を認めさせるため、裁判所へ訴えるにも—

法律知識がないと、なかなかむずかしいので、どうしても専門家の弁護士たのんで、訴えを起すことになります。

裁判にかけると、いろいろな費用がいますし、弁護士さんにも、手数料や報酬を払わねばなりません。

だれでも結婚費用とか学資金などは、前もって積み立てることはあっても、裁判の費用を前もって準備している人はありません。

また、結婚費用や学資の積み立ではおろか、病気の治療もできず、その日のくらしに困っている人々も少なくありません。

そこで、裁判に勝つみこみがあっても、裁判の費用をいちじ調達できないため、たき後入りになってしまう人のために、生まれているのが法律扶助の制度です。

(1) 貧困者—民生委員や福祉事務所などの証明した者（中流生活下位の者もきみます。）

(2) 裁判に勝つみこみがあること

(3) 不正な目的のためにするものでないこと

この三つの条件に、あてはまれば裁判の費用として、印紙代から実費のほかに、弁護士の手数料、報酬など一切の費用を、法律扶助協会から立て替えてくれるのです。

立て替えてもらった費用は、裁判が終ってから相手からとった金の中から返えせばよいのです。

相手から金がとれてもわずかなときは、事情によっては返えせなくてもよいとしたり、期限をのばしてくれたり、また月賦にしてくれたりすることもあります。

法律扶助協会は、財団法人として全国の弁護士の協力のもとに、昭和27年に生まれたもので、その事務所は

東京都千代田区霞ケ関二丁目　日本弁護士連合会　内

にあって、ほとんどの県には、支部がもうけられており、愛媛県には愛媛支部が

松山市　一番町　松山弁護士会　内

にあります。

憲法の精神でもあり、法のもとの平等を、この制度の活用により名実ともに実現したいものです。

—松山の扶助業務委員会の委員（弁護士、法務局職員）が、本人から事情をよく聞いて扶助するかしないかをきめます。

ものしり一家

つづき漫

タバコは

町内で買いましょう

町の日誌

5月16日～25日　春の交通安全運動——15日八幡浜市で開かれた　ミス交通コンテストに　伊方地区4名　町見地区3名を送りだしたのをふたあけに10日間の春の交通安全運動がくりひろげられた。警察と運転者協会を中心としたこの運動は　各種団体　町内商店の協力を得て、まず今までに見ないほど数多くの　交通安全を呼びかける標識で町をうめつくし　また随所で　小中学生の交通安全ポスター街頭展示を開いた。また　小中学生には　黄色いリボンをくばり　交通安全意識を高め　一般には 1・2・3運動をよびかけるチラシをくばった。写真は小中学生ポスター街頭展示—九町にて

5月17日　春の季節保育所開く——この日大浜を皮切りに23日には川永田・九町・加周・25日には鳥津・大成で開所　それぞれ22日間の春の季節保育所がもうけられた。

春の農繁期を　お母さんの足手まといにならないよう　季節保育所で遊んだ良い子たちは 1日およそ大浜で60人その他のところで30人ぐらいでした。写真は大浜の季節保育所でわにになつておどるよい子たち

5月22日　小児マヒ発生箇所調査——中之浜と豊之浦に小児マヒが発生したので県予防課と県衛生研究所から来町。発生箇所周辺10戸ずつ計38人のこどもの血をとつて調べた結果37人までが疑病はしていないが感染していることがわかつた。

6月9日　町有林競売落札者なくお流れ—亀浦字大峰の町有林1区4畝の立木を競売するため町議会総務委員会立ち会いのもとに一般競争入札を行なつた。入札の結果入札価格が敷札価格を越えなかつたため落札者はなかつた

なおこの町有林立木の売却金は昭和3年3月12日伊方村議会協議会の決定により1割を(村)町に9割は青年団現在の伊方町青年団協議会に収入されることになつている。

もうはだしで走ってもケガをしません

水小五年生からのおたより

五年二組　中藤　吉夫

町では、校・PTAの協力を得て水ケ浦小学校の、校庭整地を行ないました。このことは、そうとりたていうほどのこともありませんが、同校五年生二名から、町長あてにおれのおてがみをいただきましたので、代表だけのものの一つと町長の答事をのせました。

町長さんお元気ですか、ぼくは元気で毎日学校にかよつています

毎日私達の町伊方町のお仕事でおいそがしいことでしょう。

去年は砂場の砂を入れてもらいました。おかげで水ケ浦は、陸上部落対こう試合をしたり、分団リレーをすることになりました。

ぼくたちは、たいへんうれしいです。おかげで「もうどんなに走っても、とんでもけがをすることはないようになりました。今年の陸上も去年のように大優勝をせねばいけない」と三宮先生はとくべつうれしそうです。優勝はしたいものです。ぼくもはりきっています

ぼくのうけもちの先生は三宮先生です。とてもおもしろくて、よい先生です。

町長さんありがとうございます。

五月十八日

町長さんへ

▲　▼　▲　▼

五年二組の皆さん御手紙を頂きありがとうございました。学校をよくするのは町の役目ですのに、父兄の方々や先生方それに皆さん方がいつしよになつて運動場をよくして下さつてたいへんうれしく思います。

また雨降りに困つている便所の渡り廊下も作らねばなりませんし物置きもありませんほつく良くしていきましよう。

今年もがんばつて陸上競技に立派な成績をとつてください。

先生の教えをよくきき、よく勉強し、よく運動しそりつぱな人になつてください。

いちく御返事を出したいのですがゆるしください三宮先生にもよろしく御伝えしてください

さようなら

川口寛之

人口

昭和35年5月1日現在
世帯数2,596
人口12,629（男6,219　女6,410）

婚姻（四月届分）

出生（四月届分）

死亡（四月届分）

一口法律

借家のあけわたし

家主が、家のあけわたしを請求するには、六カ月前にしなければならない。最初の契約に期間の定めがあつても解約の申し入れがないときは前回と同じ条件で、契約が更新されたことになる。

（借家法二条、三条）

再婚禁止期間

女は、戸籍上離婚または夫が死亡してから、六カ月以上たたなければ、再婚（戸籍上）できない。

ただし女が離婚の前から妊娠していたときには出産後すぐに再婚できる。

（民法七三三条）

隣家との境界

建物を建てるには、隣りとの境界から五〇cm以上はなさないといけない。これに反しているときは、隣家の所有者は、工事中止を要求できる。建築が終つてしまつたときは損害賠償を請求できる。（民法二三四条）

隣りとの境界から一m以内に、隣りの宅地が見える窓や縁側を作るときには、目隠しをつけないといけない。この場合の距離は、窓や縁側が隣地に最も近い点から測る。

（民法二三五条）

目隠し

編集後記

今月は、国民年金を特集した。限られた紙面の特集では、知つてもらわないといけないものでのせきれないものが、たくさんでてくる。これから毎月年金問答を続けてそれを補なうつもりだが、年金係では、部落に入つて説明会を開くという。そういう機会をとらえて、みなさん方も、よく「国民年金」を理解していただきたい。私たちにとつて損にはならない制度である。

おわび

昭和35年4月20日付本紙二面「人」欄中死亡者氏名に「川内吉松」とあるのは「川内幸光」の誤まりでした。ここに謹しんでおわび申しあげるとともに、訂正させていただきます。